

—

極秘

北支政権成立の経緯

中央文書館蔵

資料番号

310
133

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

一

極秘

北支政權成立の経緯

時局宣傳資料

資料
番號

甲
二
口
C

昭和十二年七月十五日
情報委員會

310
133

露光量違いにより重複撮影

●注意

- 一、本書は時局宣傳の参考資料として主管廳に於て起草し、情報委員會に於て調整の上編纂したるものなり
- 二、本書の目的は關係官の職務遂行上の参考たらしむるに在るも、内容は「極秘」に屬するものなるを以て、祕密保持に關しては特に注意を要す
- 三、本書は情勢の變化に伴ひ、時々改訂せらるゝことあるを以て、改訂版を受領せば速に新資料と差換へ、舊資料は焼却するものとす
- 四、本書は職務上利用すべきものなるを以て、異動等の場合には必ず後任者に引繼ぐべきものとす

目次

一 序 説	一頁
二 塘沽停戰協定の成立	二
三 北平中合	三
四 諸懸案の解決	四
五 北支に於ける排日諸事件	八
六 北支諸政權の成立	一三

目次

一 序説	一頁
二 塘沽停戦協定の成立	二
三 北平申合	三
四 諸懸案の解決	四
五 北支に於ける排日諸事件	八
六 北支諸政權の成立	一三

露光量違いにより重複撮影

内閣文庫
八五九号
一冊
和書



310
133

北支政權成立の経緯

外務省

一、序説

現在の北支政權、即ち冀察政務委員會及冀東防共自治政府成立の経緯を述ぶるに當つては、尠く共塘沽停戦協定の成立より話を進めることが適當である。以下少しく塘沽停戦協定成立後北支に於て如何なる事件が起り、如何なる事情により北支政權の樹立を見たかに就て説明することとする。

昭和六年九月十八日、滿洲事變の勃發と共に日支兩國は事實上交戦の状態となつたのであるが、熱河方面に在つた湯玉麟軍を驅逐して昭和八年の三月に、日本軍が承德を占據したのが最後の戦鬪であつた。湯玉麟軍は張學良の舊東北軍に屬して居つたのであるが、結局熱河の敗戦と共に張學良は三月十一日下野通電を發

二
し伊太利に亡命することとなり、汪兆銘の行政院長就任を見るに至つた。是れ即ち汪兆銘を起用する事に依り、日本に對しては所謂一面抵抗、一面和平即ち當らざる觸らずの政策に依り、成るべく事件の擴大を防止しようと云ふ支那側政策の始つた因を成すものであつて、南京政府は日本側との關係深き何應欽を北上せしめて、北平に軍事委員會分會なるものを作り、熱河敗戦後の北支事態の收拾に當らしめることになつたのである。

二、塘沽停戦協定の成立

其の結果昭和八年五月三十一日塘沽に於て、關東軍代表岡村參謀副長と支那側代表熊斌との間に、塘沽停戦協定の成立を見たのであるが、之に依り今日冀東政府の占めて居る地域の根柢をなす、所謂停戦協定地區の成立を見るに至つたものゝ、即ち北は延慶、昌平から通州、香河を経て塘沽の北方蘆臺に至る線と、長城との間に支那側の所謂戦區なるものが成立したのである。本協定の内容は大體

- (1) 支那軍は前記地點を連ぬる線の以西及以南の地區に撤退し、今後此の線を越えて協定地域内に侵入せず、又地域内に於ては一切排日行爲を行はず
- (2) 支那側が其の地域内に於て排日行爲に出でざる様、日本軍は飛行機其他の方法に依つて隨時支那側を監視する
- (3) 若しも此の地域に於て支那側が排日的挑戦行爲を執らぬならば、日本軍は自發的に大體長城の線迄引下ると云ふに在る。

三、北平申合

塘沽停戦協定の内容は大體以上の通りであるが、爾後此の協定に基き我方との間に種々の交渉を進める便宜上から、支那側に於ては六月十一日黃郛を委員長とする行政院駐平政務整理委員會なるものを北平に設置することとなり、我方に於ては此の委員會を相手として種々交渉を進めたのである。其の結果昭和八年十一

月七日から九日迄の間に於て、駐平政務整理委員会の委員たる殷同其の他と、岡村關東軍參謀副長との間に所謂北平申合なるものの成立を見たのである。右申合は今日滿洲國と支那側との間に、鐵道、電信、郵便其の他種々の連絡提携を爲すに就ての基礎をなすものであつて、其の内容は大體

- (1) 塘沽停戰協定に依り日本軍が長城の線に撤退すると共に、支那側は停線地域を接收して支那側に於て行政に當ること
- (2) 長城を挾んで滿洲國と北支とが接壤して居るに拘らず、其の間に交通もしないと云ふような事は面白くないから、長城内外を通じての貿易、交通、通信其の他文化的、經濟的の提携を速に促進することである。

四、諸懸案の解決

イ、長城關門の接收

右申合に基き支那側に於ては戰區の接收に取掛り、種々の經緯を経て昭和九年二月頃より漸次山海關、古北口其の他長城の關門の接收を見たのである。是等地點の接收に當つては、夫々の地點に就て、日支間に接收に關する取極即ち

- (一) 支那側は排日、反滿の行爲を行はず、各種の社會的施設を圖ること
- (二) 關東軍關係の機關、滿洲國の機關、其の他從來存續せる日滿關係の機關を接收後も引續き存置すること

等の約束が成立した。

ロ、通車問題

次に解決を見たのは所謂通車問題である。滿洲事變の發生前まで北京奉天間には直通列車が通つて居たのであるが、事件の發生と共に直通列車は中絶となり爲に不便が尠くなかつたのである。そこで日支間に話合の結果日本側はツーリス トビューロー、支那側は中國旅行社に於て夫々資本を醸出して、山海關に本據を置く東方旅行社なる組合を作り、此の組合に於て直通列車の運轉に必要な車の

配給、賃金の振當等を斡旋することとなり、昭和九年七月一日から滿洲と支那との間に従前通り直通列車の運轉を見るに至つた。

六

ハ、設關問題

第三は設關問題即ち稅關設置の問題であるが、支那側の建前から云ふと海關と云ふものは國境に設けるものであるから、若し長城に稅關を設けることを承認するに於ては、支那側としては滿洲國の獨立を事實上承認することとなり、却々困難な問題であつたが、結局天津に在る支那海關の密輸取締分所、即ち稅關の出張所を山海關其他長城の通路に設置することとなつた。尤も右と同時に支那側稅關出張所に於て徵收すべき稅金の問題に關し、主義上複雑な問題が起つたのである。即ち支那側としては滿洲國は他迄支那の領土であるとの建前を堅持して居るので、滿洲國より來る物品に對し、外國品と同様の輸入稅を課する譯には行かないので、滿洲より來る品物に對しては

(1) 外國品に關しては、滿洲國に於て未だ輸入稅を課して居ない物に對し、支那

側の輸入稅を徵收する

(2) 滿洲國の產物に對しては、土貨と稱して普通の國內品としての稅金を課することとなつた。

ニ、通郵問題

次に解決を見た問題は通郵問題、即ち郵便電信事務の連絡に關する問題である。滿洲事變の勃發と共に西比利亞から滿洲國を經由して支那に來る郵便物、及支那から滿洲國を經由して歐羅巴に行く郵便物に就ては、其の運搬配達に關し色々困難な問題が発生したのである。又此の問題の外支那側としては他迄滿洲國を承認しない建前を取つて居るのであるから、滿洲國內から發送される郵便物で滿洲國の切手を貼付し、又は滿洲國の設立と共に新たに作られた地名の消印のあるものに對しては配達を拒否し、或は別に不足稅を取り、頗る厄介な事態を惹起したのである。然し此の問題も昭和十年一月十日普通郵便物、小荷物、爲替等の取扱に關する日支間の協定成立の結果、滿支間に於て實質上郵便の連絡を見るに至り、次

で電信電話等に關しても種々複雑なる經緯を經たる後解決を見るに至つた。

ホ、滿支航空連絡問題

今日尙未解決となつて居るのは、滿支間の航空連絡問題である。此の問題は航空連絡に當る會社の國籍の問題、資本出資の割合に關する問題等滿洲國承認問題と關聯する種々の問題の爲に、未だ正式には解決を見て居ないのであるが、實際に於ては滿洲航空會社に於て、事實上滿支間の航空連絡に當り居る外、客年惠通公司の成立と共に冀察政權の範圍内に於ては、同公司の航空機に依り連絡が行はれて居るのである。

五、北支に於ける排日諸事件

以上の如く塘沽停戰協定及北平中合等に依り、北平に於ては種々懸案の解決を見たのであるが、一方國民政府に於ても昭和十年の初め頃から漸次日支關係打開の必要を認め、日本側に接近しようと云ふ氣配を示して來たのである。即ち一昨

年一月の蔣介石の演説、三月に出た排日取締令等を経て日支關係は漸次好轉の傾向に向ひ、其の結果昭和十年の五月十七日附を以て、日支兩國に於ては夫々公使館を大使館に昇格することとなつたのであるが、他方北支の方面は如何かと云ふに、支那側の排日取締令にも拘らず、暗躍的、潛行的な排日行爲が依然跡を斷たず、各種の不祥事件が相次で起つたのである。以下簡單に是等諸事件の内容を説明することとしよう。

(イ) 第一次北支事件

昭和十年五月二日及三日、天津に於て、親日滿的新聞を經營して居つた胡恩溥^{こおんぽう}及白逾^{はくゆう}植^ちなる二名の新聞社長が相次で何者かの爲に暗殺された事件が発生した。在天津總領事館に於ては此の暗殺事件の背後關係に就き取調を進めた處、蔣介石腹心の祕密團體たる藍衣社及北平にある政治訓練所、憲兵第三團と云ふが如き中央政府側機關の使喚又は此等中央側機關に關係ある人物の所爲なることに就き相當の證據を得たのである。そこで天津總領事は五月五日河北省主席

于學忠に對し、北支に於ける排日行爲の取締方に就き抗議を提出すると共に、我が天津駐屯軍參謀長は、北平政治分會の會長何應欽に對し

(1) 犯人の逮捕處罰

(2) 于學忠の罷免

(3) 憲兵第三團、政治訓練所、藍衣社其の他排日團體の解散

(4) 中央軍及于學忠軍の河北省撤退

等を要望したのである。支那側に於ても結局六月九日に至り、我方の要求を全部其の儘承認することとなつたのであるが、是が即ち今日の所謂梅津何應欽協定の基礎をなすものであつて、第一次北支事件の結果

(1) 于學忠に代り商震が河北省の主席となり

(2) 北支に於ける排日團體は事實上其の活動困難となり

(3) 従來の河北省政府所在地たる天津は行政院直轄の特別市となり

(4) 保定が河北省政府の所在地となり

(5) 更に六月十日には國民政府の所謂邦交敦睦令なるもの、即ち「國民政府に於ては從來より外國との國交を改善しなければならぬと云ふことを痛感して居るのであるが、國民も能く外國との國交を重じ、殊に隣邦との關係を良好ならしむるに努むべき」旨の命令が發出されたのである。

(ロ)

察哈爾事件

昭和十年の六月十一日、所謂東柵子事件、即ち熱河省内の東柵子と云ふ所で滿洲國の縣參事官が、宋哲元の麾下に屬する第二十九軍の軍隊の爲狙撃せられた事件が起つたのである。是より先宋哲元と日本側との間に行はれた大灘會議に於て、將來宋哲元は滿洲國の領土に侵入せず、若し侵入せる場合は日本側は之を挑戰行爲と看做して宋哲元を膺懲すると云ふ約束が出来て居つたのであつて、東柵子事件の結果宋哲元は察哈爾省の主席を罷めると共に、第二十九軍の軍長たる資格をも失ふ結果となつたのである。同時に塘沽停戰協定地區の西方、獨石口方面から第二十九軍の撤退を見ることになり、結局此の方面に於ても塘

沽停戰地域と同様、保安隊に依り治安の維持せられる地域が出現したのである。尙右と同時に宋哲元の部下たる秦德純と當時の關東軍土肥原少將との間に、土肥原・秦德純協定、即ち今日内蒙方面に屬する工作の基礎を爲すべき協定の成立を見ることになつたのである。

(ハ) 第二次北支事件

所謂第二次北支事件とは、塘沽停戰協定地域内の保安隊々長であつた劉佐周なる者が、昭和十年八月四日灤州らんしゅうの停車場で狙撃されて即死し、又其の際傍に居つた帝國の憲兵が重傷を負つた事件である。此の事件の持つ政治的意味に就ては、元來駐平政務整理委員會が成立した際、陶尙銘なる者と現在冀東自治政府の長官たる殷如耕の兩名が、停戰地域を二つに分けて政務委員會の委員として停戰地域の行政に當つて來たのであるが、我方に於て探查の結果、灤州事件の背後には右陶尙銘が關係して居るとの嫌疑が極めて濃厚になつた結果、陶尙銘は專員の職を免ぜられ失脚することとなつた。尙事件發生の際犯人の殘した爆彈

等に依り、本事件は藍衣社其の他中央側の指金に依ることが略、明らかになつたので、帝國政府に於ては在天津川越總領事をして、河北省主席商震に對し抗議文を提出せしめたのである。右川越總領事の抗議と共に北平に於ても、當時の北平市長袁良等に對し

(1) 灤州事件の犯人逮捕及陳謝

(2) 第一次北支事件の際に支那側の約束せる排日機關の撤退、其の他の實行等を要求し、支那側に於ては結局我方の要求を全部容れたのである。

六、北支諸政權の成立

前記の如き諸事件の結果北支に於ては如何なる事態が起つたかと云ふと、前述の通り従來北支に存在して居つた藍衣社其の他排日團體は、大體保定より以北に於ては活動が困難となり、南京側の勢力が次第に薄くなると同時に、察哈爾事件で失脚した宋哲元が平津地方に移動し衛戍司令に任命せられ、宋哲元系の者が北支

方面に於て各種の要職に就くこととなつたのである。斯る形勢の際偶、南京政府は銀國有令を北支に強行せんとした。銀國有令の目的とする所は地方に在る現銀を中央、交通、中國等南京政府統制下の銀行に集め、此の現銀を基礎として此等の中央銀行より紙幣を發行し、之を法定の貨幣として全國に強制通用させると云ふにあるが、南京政府の新貨幣制度を北支に強行すると、其の結果北支に在る現銀が皆南方に行つて仕舞ふことになるので、北支の民衆は何れも舉つて南京政府の新貨幣制度に反對した譯である。即ち北支の自治運動に拍車をかけたのが、南京政府の銀國有令であつて、例へば香河縣に於ける農民自治運動の如きは縣廳を占領し、縣知事を追放し、自ら自治の委員會を組織したのであるが、斯の如き自治運動は銀國有令を切掛けとして益々各地に起り次第に旺盛になつて行つたのである。

北支民衆の自治運動が盛んになると共に、宋哲元は韓復榘、萬福麟、沈鴻烈等と圖つて河北防共自治委員會なるものを作り、北支五省、即ち綏遠、察哈爾、河北、山西、山東の自治を要求する自治宣言なるものを作製したのである。右宣言

は中央の切崩運動等の爲遂に發表に至らなかつたが、殷汝耕は十一月二十四日通州に冀東防共自治委員會を組織し、中央離脱、防共、陸隣を趣旨とする自治宣告を發表した。此の形勢に鑑み南京政府に於ては、日本士官學校出身であり従來日本側と最も接近せる何應欽を北上させて、北支の事態を處理せしむることとなり、何應欽は昭和十年十二月初旬北平に到着した。何應欽の北上に當り、南京政府は北支の特殊事態に對處せしむる爲、何應欽に對し所謂六項目の権限なるものを賦與したのであるが、右六項目の権限とは概ね

- (1) 北支は日本及滿洲國と密接の關係ある地域に付、北支に於ては新貨幣制度を或る程度調整して實行すること
- (2) 北支に於ては機宜に適應した財政を行ふこと
- (3) 人材を登用すること
- (4) 日支間の懸案を解決すること
- (5) 北支に於ては共產黨の活動が盛であるから、日支兩國は防共に協力すること

と

(6) 満洲國との間に事實上の經濟提携を圖ること

等を其の内容とするものである。

然るに北支の現實の事態は既に相當程度進展して居り、今更何應欽が北上するとも、何應欽自らを北支の長官として北支の問題を處理せしむると云ふのでは到底北支の民衆が承知せず、結局何應欽に與へられたる六項目の權限なるものは實行を見ずして終り、何應欽、宋哲元協議の結果十二月十八日に至り中央の命に依り、宋哲元を委員長とする冀察政務委員會の成立を見るに至つたが、一方通州に在つた股汝耕の冀東防共委員會は、之に先立ち十二月十五日、其の名を中華民國冀東防共自治政府と改め、茲に北支政權は成立することとなつたのである。

印刷番號 第七號